都市労連ニュース　No. 20〔26. 10. 29〕

大都市人事主管者会議へ申し入れ

大都市協、給与改定及び一時金の要求書を提出

大都市協は、10月29日に神戸市で代表者会議を開催し、各都市人事委員会勧告が出揃ったことを踏まえ、賃金確定交渉の課題等について意見交換を行いました。また、同地で開催されていた大都市人事主管者会議（局長会議）に対して、大都市での職員の実態を踏まえ、すべての職員の生活改善を求め、今年度の給与改定及び一時金について要求書を提出し交渉しました。

大都市協　今年度の賃金改定及び一時金について次の通り申し入れる。

主管者会議　皆様も御承知のとおり、地方自治体を取り巻く情勢は引き続き厳しいものがあり、私ども地方公務員の給与等の勤務条件につきましては、各方面から強い関心が寄せられているところでございます。

このような状況の下、令和８年の年末一時金及び給与改定等に関する申入書をお受けしたところでございますが、これにつきましては、各都市それぞれに事情もございますので、本日の会議で十分に協議をしたうえで、今後、各都市において対処してまいりたいと考えております。

大都市労連連絡協議会の皆様におかれましては、ただ今申し上げました状況につきまして、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2026年10月29日

大都市人事主管者会議
局長会議 様

大都市労連連絡協議会
札幌市労働組合連合会
仙台市労働組合連合会
新潟市労働組合連合会
さいたま市職員労働組合協議会
千葉市労働組合連絡協議会
東京都労働組合連合会
特別区職員労働組合連合会
相模原市労働組合共闘会議
川崎市労働組合連合会
横浜市労働組合連盟
静岡市職員労働組合連合会
浜松市職員労働組合連合会
名古屋市職員労働組合連合会
京都市職員労働組合連合会
大阪市労働組合連合会
堺市関連労働組合連合会
神戸市労働組合連合会
岡山市労連共闘会議
広島市労働組合連合会
北九州市職員労働組合連合会
北九州市職員労働組合
福岡市労働組合連合会
熊本市労働組合連合会

申 し 入 れ 書

大都市自治体に働く職員の賃金・労働条件の改善に努力されている貴職に敬意を表します。

さて、人事院は８月７日、内閣と国会に対して月例給と一時金を５年連続で引き上げる2026年の国家公務員の給与等に関する勧告を行いました。

月例給については、官民較差15,056円（3.51％）を解消するため、民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引き上げるとともに、中堅・高齢層が多く在職する級・号給において昨年を上回る水準で引上げとなりました。また、再任用職員について、「近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行う」として、行(一)表で平均8.5％引き上げたことは一定評価できますが、物価動向を踏まえると、実質賃金改善の観点から見れば、十分とは言えません。

一時金について、引上げ分0.05月の50％を勤勉手当に配分することは、成績主義を一層強めるものとなり、遺憾と言わざるを得ません。

給与制度のアップデートに伴い、一部の都市において、地域手当の支給率が引き下げられているところもあります。地域手当は、地域の生活実態に合わせて設定された経緯から、賃金水準の引下げについて反対であり、本給繰り入れを含め労使による十分な協議を踏まえることが必要です。

各都市においては、技術職をはじめとした人材確保や若年層の公務員離れを防ぐため、働き甲斐を感じられる具体的な取り組みを進めることが必要です。また、全国各地で発生している豪雨災害を含む様々な災害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため奮闘している職員が、安全に安心して業務に専念できる体制確保と処遇改善が求められます。

貴職におかれましては、大都市での職員の実態を踏まえ、すべての職員の生活改善を求める私たちの要求実現に向け尽力いただくよう、下記のとおり申入れます。

記

１．2026年の賃金改定にあたっては、政府・総務省の総額人件費削減攻撃や地方行財政攻撃に追従することなく、自主的・主体的立場を堅持して、労使交渉、労使合意による自主的解決を図ること。
⑴　行政系・現業系・教員系の給与水準の抜本的改善を図ること。
⑵　物価高騰に十分配慮し、全世代において賃金改善を行うこと。
２．新たな評価制度の検討にあたっては、十分な労使協議を尽くし、合意なき導入は行わないこと。また、勤務条件等処遇への活用・反映は行わないこと。
３．地域手当については、本給繰入れを基本に改善すること。また、これまでの経緯を踏まえ、各都市の給与水準が現行を下回ることがないようにすること。
４．一時金については、期末手当に一本化し、年間５月以上を支給すること。
５．諸手当については、組合と十分な交渉・協議に基づき地方公務員の実情と実態を踏まえ、次の事項の実現に努めること。
⑴　住居手当については、拙速に国に追従することなく、地方公務員の住宅事情を踏まえ、改善に向けて検討すること。
⑵　配偶者に係る扶養手当については、民間の支給実態を精確に調査・把握

神戸市労働組合連合会

し、国の見直しに追従することなく、地方自治の独自性を堅持し、各都市の実情に見合った改善を図ること。

⑶　通勤手当については、全額実費支給とし、全額非課税となるよう関係機関に働きかけを行うこと。また、長期化する燃料高騰を踏まえ、交通用具利用者に対する手当や駐車場利用に係る手当を改善すること。

⑷　退職手当については、基礎額に地域手当を含めるなど、現行水準及び制度の改善を図ること。

6．ワーク・ライフ・バランスを確保するため、年間総労働時間を早期に1800時間程度に短縮し、引き続き次の事項の実現に努めること。

⑴　週37時間30分、一日７時間30分の実現に向けて諸条件整備と実効ある超過勤務縮減策の構築。

⑵　年次有給休暇取得の促進。

⑶　不払い残業の解消及び労働時間短縮のための人員確保等の施策の構築。

⑷　男性の育児休業及び介護休暇を取得しやすい職場環境の整備。

⑸　妊娠・出産・育児に関わる休暇制度について、休暇を取得しやすい職場環境の整備。

⑹　不妊症及び不育症の検査や治療期間など実態に即した休暇制度の整備。

7．会計年度任用職員については、常勤職員との「均等待遇」を基本に当該職員の賃金や、有給の病気休暇制度の拡充など、労働条件の改善を進めること。また、国家公務員の非常勤職員との権衡を図る観点等から諸手当の支給や給与改定の際のルール改善を行うこと。

8．テレワークをはじめとする労働の柔軟化について、公務職場における働き方の実態を踏まえた制度とすることを基本に、制度・運用の改善や各種手当の検討などを行うこと。また、十分な交渉・協議を行うこと。

9．公務職場における猛暑対策については、屋外、屋内に関わらず、公務職場における猛暑対策の充実、体制整備に努めること。

10．公務において、勤務間インターバルの導入等を図る際には、その前提として、導入等に対応できる職場、要員の確保をすること。また、職員の勤務条件の改善に努め、勤務間インターバル制度等をはじめとする諸制度の実効性を保てるよう、制度導入に際しては、組合との十分な協議・交渉を行うこと。

11．定年年齢の段階的な引上げについては、国会での附帯決議も踏まえて、雇用と年金の確実な接続を図るため、引き続き制度確立に向けた労使交渉を尽くすとともに、再任用制度については、希望する者全員雇用を保障し、無年金期間を踏まえ、一時金の支給率を定年前常勤職員と同率にするなど、給与水準等の改善を図ること。また、制度完成に向けて、行政サービスを安定的に提供出来るよう、新規採用など人員確保の観点からも定数管理に伴う諸課題については、各都市の実情に合わせ、組合との十分な協議・交渉を行うこと。

12．各種ハラスメントに対する積極的な防止策を講じること。また、女性の労働条件確立、男女共同参画社会の実現に向けて必要な施策の確立を図ること。また、「次世代育成支援対策推進法」の「行動計画」の着実な実施に向けた必要な対応を行うこと。

13．公務職場における障がい者や外国人の採用促進を図るため、職場環境の整備を含め必要な措置を行うこと。

14．自然災害など緊急時の対応等については、公務職場の実態を踏まえた危機防止策や安全確保を強化するとともに、適切な人員の確保や労働条件等の改善を図ること。

15．大都市労連連絡協議会の要請事項を十分尊重し、諸課題の解決に向けて大都市が統一して対処すること。

以　上

2026年10月29日

大都市人事主管者会議
局長会議　様

大都市労連連絡協議会
札幌市労働組合連合会
仙台市労働組合連合会
新潟市労働組合連合会
さいたま市職員労働組合協議会
千葉市労働組合連絡協議会
東京都労働組合連合会
特別区職員労働組合連合会
相模原市労働組合共闘会議
川崎市労働組合連合会
横浜市労働組合連盟
静岡市職員労働組合連合会
浜松市職員労働組合連合会
名古屋市職員労働組合連合会
京都市職員労働組合連合会
大阪市労働組合連合会
堺市関連労働組合連合会
神戸市労働組合連合会
岡山市労連共闘会議
広島市労働組合連合会
北九州市職員労働組合連合会
北九州市職員労働組合
福岡市労働組合連合会
熊本市労働組合連合会

申 し 入 れ 書

日頃より、大都市職員の賃金・労働条件に関してご尽力されている貴職に対して敬意を表します。

人事院は８月７日、月例給、一時金ともに５年連続の引き上げ勧告を行いました。月例給は3.51％の引上げとなり、中堅・高齢層が多く在職する級・号給において昨年を上回る水準に引上げ、再任用職員の引上げについて昨年を大きく上回る改定となりました。しかし、物価高騰が続いており、民間の賃上げ実情を反映したものとは言えず、実質賃金の低下を容認したことと同じです。

また、一時金増額分0.05月の半分を勤勉手当へ配分したことは、「成績主義」を一層強めるものであり、日夜、豪雨災害をはじめ様々な災害から住民のいのちと暮らしを守るため、職務に奮闘している職員の努力を踏まえると、決して容認できるものではありません。さらに、再任用職員は、業務量や責任が軽減されるわけではなく、多くの職員が従前と同様の職務を継続しており、一時金の支給月数が低く抑えられていることは納得することはできません。

各都市において人事委員会勧告が出されていますが、地方公務員の給与については、地方自治の本旨に基づき、地方自治体が自主的・主体的に決定すべきであり、労使の十分な協議・交渉を通した自主的な給与決定を尊重するべきです。

貴職におかれましては、政府、総務省の不当な圧力に屈することなく、地方自治の本旨を貫く姿勢を堅持し、下記の要求に対して誠意ある回答を示されるよう、強く要求します。

記

１．一時金について、2.5月以上を12月10日までに支給すること。

以　上